

ドイツ
従業者発明法

2009年7月31日法律2009 I 2521第7条により改正

目次

第I部 適用範囲及び用語の定義

第1条 適用範囲

第2条 発明

第3条 技術改良提案

第4条 職務発明及び自由発明

第II部 民間従業者による発明及び技術改良提案

1. 職務発明

第5条 報告義務

第6条 職務発明に係る権利請求

第7条 請求の効果

第8条 自由化された職務発明

第9条 権利請求に係る対価

第10条 (廃止)

第11条 対価の支払に係る指令

第12条 対価の決定又は解決

第13条 国内知的所有権に係る出願

第14条 外国知的所有権に係る出願

第15条 知的所有権を取得するときの相互的な権利及び義務

第16条 知的所有権出願又は知的所有権の放棄

第17条 業務上の秘密

2. 自由発明

第18条 報告義務

第19条 提供申出義務

3. 技術改良提案

第20条

4. 共通規定

第21条 (廃止)

第22条 義務的適用

第23条 不公平な合意

第24条 秘密保持義務

第25条 雇用関係から生じる義務

第26条 雇用関係の終了

第27条 支払不能手続

5. 調停手続

第28条 和解

第29条 調停委員会の設立

第30条 調停委員会の構成

第31条 調停委員会への上訴

第32条 調停委員会拡大の請求

第33条 調停委員会における手続

第34条 調停委員会の解決提案

第35条 結果がない調停手続の終了

第36条 調停手続の費用

6. 裁判手続

第37条 訴訟提起に係る要件

第38条 相当な対価を求める訴訟

第39条 管轄権

第III部 公共サービスの従業者、公務員及び軍隊の構成員による発明及び技術改良提案

第40条 公共サービスの従業者

第41条 公務員及び軍隊の構成委員

第42条 大学における発明に係る特別規定

第IV部 経過及び最終規定

第43条 経過規定

第44条 (廃止)

第45条 施行規定

第46条 廃止規定

第47条 (廃止)

第48条 (廃止)

第49条 発効

第I部 適用範囲及び用語の定義

第1条 適用範囲

本法は、民間従業者、公共サービス従業者、公務員及び軍隊の構成員による発明及び技術改良提案に適用する。

第2条 発明

本法に定義する発明は、実用新案又は特許として保護可能な発明に限る。

第3条 技術改良提案

本法に定義する技術改良提案は、特許可能でなく、実用新案としても保護可能でないその他の技術革新に係る提案をいう。

第4条 職務発明及び自由発明

- (1) 本法に定義する従業者による発明は、拘束発明又は自由発明の何れかとする。
- (2) 拘束発明(職務発明)とは、雇用関係の存続期間中になされた発明であって次の何れかに該当するものをいう。
 1. 民間企業又は公共機関において従業者が行った作業から生じたもの、又は
 2. 本質的に当該の企業又は公共機関の経験又は活動に基づいているもの
- (3) 従業者によるその他の発明は、自由発明とする。ただし、これらは、第18条及び第19条の制限に従う。
- (4) (1)から(3)までを公務員及び軍隊の構成員による発明に準用する。

第II部 民間従業者による発明及び技術改良提案

1. 職務発明

第5条 報告義務

(1) 職務発明を行っている従業者は、その旨をテキスト形式による個別報告書により遅滞なく使用者に通知する義務を有し、従業者は、それが発明の報告であることを明示しなければならない。当該発明を行う上で2以上の従業者が寄与した場合は、これらの者は、共同で報告書を提出することができる。使用者は、テキスト形式により遅滞なく当該報告書の受領日を当該従業者に確認する。

(2) 従業者は、報告書において、技術的課題、当該課題の解決方法及び当該職務発明がなされた経緯を説明する。発明の理解に必要な文書で利用可能なものを添付する。報告書には、従業者が受けた作業関連の指図及び指示、当該企業での経験及び活動で用いられたもの、発明に寄与したその他の従業者並びにこれら従業者による貢献の内容及び範囲を記載するものとし、かつ、報告書を作成した従業者が当該発明における自らの取り分と考えるところを記載する。

(3) (2)の要件を満たさない報告書は、使用者が2月以内に当該報告書が不十分である旨を宣言しかつ如何なる補足的情報が必要であるかを明示しない限り、適切であるとみなされる。使用者は、必要な範囲において、報告書の補足のために従業者に助力しなければならない。

第6条 職務発明に係る権利請求

(1) 使用者は、従業者に対して宣言を行うことにより職務発明に係る権利請求をすることができる。

(2) 使用者が適正な報告書(第5条(2)、第1文及び第2文)を受領してから4月以内に文書による宣言により発明を従業者に開放しなかった場合は、当該職務発明に係る権利請求をしたものとみなす。

第7条 請求の効果

(1) 職務発明に係る権利請求がされたときは、当該発明に係るすべての財産上の権利は使用者に移転する。

(2) 使用者が職務発明に係る権利請求をする前に従業者が当該発明について行なった処分は、使用者の権利を害する限りにおいて無効とする。

第8条 自由化された職務発明

使用者が文書による職務発明に係る権利請求の宣言を放棄した場合は、当該発明は自由発明になる。第18条及び第19条の制限に拘らず、従業者は、自由化された職務発明を処分することができる。

第9条 権利請求に係る対価

(1) 従業者は、使用者が職務発明に係る権利請求した場合、相当の対価を使用者から受領する権利を有する。

(2) 職務発明の商業的实施, 当該企業における従業者の義務及び地位並びに当該発明の開発における企業の寄与度が当該対価の計算に当たって決定的な要因となる。

第10条 (廃止)

第11条 対価の支払に係る指令

連邦労働大臣は, 使用者及び従業者を代表する主要な団体を聴聞した後 (団体協約に関する法律第12条), 対価の計算に係る規定を制定する。

第12条 対価の決定又は解決

(1) 対価の種類及び額は, 職務発明に係る権利請求から合理的な期間内に, 使用者と従業者との間の合意により決定される。

(2) 複数の従業者が職務発明に寄与した場合は, 対価は, 各従業者について個別に決定される。使用者は, 関係従業者に対し, 対価総額及び各発明者に割り当てられた職務発明の取り分を通知する。

(3) 職務発明に対して権利請求がなされた後相当な期間内に対価に係る合意が成立しない場合は, 使用者が対価を定める。使用者は, 理由を付した対価解決宣言を文書で従業者に行い, この解決に基づく対価を支払う。対価は, 知的財産権の付与から3月以内に定める。

(4) 対価解決に不服を有する従業者は, 2月以内に文書による宣言によりこれを争うことができる。従業者による不服がない場合は, 当該対価解決は双方を拘束する。

(5) 複数の従業者が職務発明に寄与した場合において, その1が当該職務発明における自己の取り分が不正確に決定されているとの理由に基づいて当該解決を争うときは, 当該対価解決はそれらの何れも拘束しない。この場合, 使用者は, すべての関係者に対し新たに対価を定めることができる。

(6) 対価の決定又は解決に決定的な要因であった事情が大幅に変更した場合は, 使用者及び従業者の何れも, 異なる対価取決めに同意するよう相手方に請求することができる。使用者は, 既になされた対価支払の払戻を請求することはできない。(1)から(5)までは適用されない。

第13条 国内知的所有権に係る出願

(1) 使用者は, 自己に報告された職務発明に係る国内知的所有権を出願する義務を有すると共に唯一その権原を有する。職務発明が特許可能である場合は, 使用者は, 当該発明の産業上の利用可能性に係る賢明な評価に基づいて, 実用新案としての保護の方がより適切であると考えられる場合を除き, 当該発明に係る特許を出願する。出願は遅滞なく行わなければならない。

(2) 使用者は, 次の場合はかかる出願を行う義務を有さない。

1. 職務発明が自由化された場合(第8条)
2. 従業者が出願がなされないことに同意している場合
3. 第17条に定める条件が適用される場合

(3) 使用者が職務発明に係る権利請求の後, 知的所有権を出願する義務に従わず, かつ, 従業者が設定する相当な追加期間内に当該権利を出願しなかった場合は, 従業者は, 使用者の

名義でかつ使用者の費用において、当該職務発明に係る知的所有権を出願することができる。

(4) 職務発明が自由化されている場合は、従業者のみが当該発明に係る知的所有権を出願する権利を有する。同人の使用者が当該発明に係る知的所有権を既に出願していた場合は、当該出願から生じる権利は従業者に移転する。

第14条 外国知的所有権に係る出願

(1) 使用者は、職務発明に係る権利請求を行った後、外国における工業所有権保護を出願する権利をも有する。

(2) 使用者が知的所有権を取得することを希望しない外国に関しては、使用者は、当該職務発明を当該従業者に開放するものとし、かつ、請求があったときは、従業者が外国知的所有権を取得できるようにする。職務発明は、従業者が工業所有権に関する国際条約に基づいて優先日の利益を享受するのに十分な時期に開放されなければならない。

(3) 使用者は、(2)に基づいて職務発明を開放するときは同時に、相当な対価の見返りとして、関係外国で当該職務発明を使用する非排他権を留保することができる。使用者はまた、従業者が開放された発明をこれら諸国で実施する際、相当な対価の見返りとして職務発明が開放された時点で存在した契約から生じる使用者の義務を尊重するよう要求することができる。

第15条 知的所有権を取得するときの相互的な権利及び義務

(1) 使用者は、職務発明に係る知的所有権を出願するときは同時に、従業者に出願書類の写しを与えなければならない。使用者は、出願手続の進捗状況を常に従業者に知らせておくと共に、請求があったときは、従業者に関係通信文を閲覧させる。

(2) 従業者は、請求があったときは、その使用者が知的所有権を取得するのに助力し、かつ、必要な宣言を行う。

第16条 知的所有権出願又は知的所有権の放棄

(1) 使用者が、従業者の相当な対価の要求を満たす前に、職務発明に係る知的所有権出願を取り下げるか又は当該発明について付与された知的所有権の維持を放棄することを意図する場合は、使用者は、その旨を従業者に通知しなければならず、かつ、従業者の請求に基づきかつ従業者の費用において、これらの権利を従業者に譲渡し、かつ、従業者にこれらの権利を維持する上で必要な書類を引き渡す。

(2) 使用者は、従業者が使用者から通知を受領した後3月以内に前記の権利の譲渡を請求しない場合は、これらの権利を放棄したとみなす。

(3) 使用者は、(1)に基づいて通知を行う際に、相当な対価の見返りとして、当該職務発明を実施する非排他的ライセンスを留保することができる。

第17条 業務上の秘密

(1) 企業の正当な利益にかんがみて、使用者に報告された職務発明を開示すべきでない場合は、使用者は、当該発明は保護を受けられるものであることを従業者に認めることを条件として、工業所有権保護の出願を取り下げることができる。

(2) 職務発明が保護を受けられることを使用者が認めない場合は、使用者は、当該職務発明の保護可能性に関する合意を求めて調停委員会(第29条)に請求することを条件として、知的

所有権を出願することを要さない。

(3) (1)に基づいて発明に係る対価を計算するに当たり、職務発明に係る知的所有権が付与されなかった故に従業者に生じた経済上の不利益も考慮する。

2. 自由発明

第18条 報告義務

(1) 雇用関係の過程で自由発明を行った従業者は、このことを遅滞なく文書によりその使用者に報告しなければならない。従業者は、当該発明に関する及びそれが実際に自由発明であるか否かを使用者が判断するために必要な場合は発明の開発に関する十分な情報を使用者に提供しなければならない。

(2) 使用者が、発明に係る報告書を受領してから3月以内に、報告された発明が自由発明であることについて、文書による宣言により従業者に否認しなかった場合は、使用者は、最早当該発明を職務発明として権利請求する(第6条)ことはできない。

(3) 当該発明が使用者の業務範囲で利用可能でないことが明白である場合は、自由発明の通知義務はない。

第19条 提供申出義務

(1) 従業者は、自己の雇用関係の期間中に雇用に関係しない目的で自由発明を実施する前に、まず、使用者に対し、少なくとも、適切な条件で発明を利用する非排他的ライセンスの提供を申し出なければならない。ただし、申出の時点で、発明が使用者の現実の又は計画中の事業の範囲に該当することを条件とする。当該申出は、第18条にいう報告書と共に提出することができる。

(2) 使用者が3月以内に当該申出を受け入れない場合は、その特典は消滅する。

(3) (2)に定める期間内に使用者が提供を申し出られた権利を取得する意図を宣言したが、申出の条件が適切でない旨を主張する場合は、裁判所は、使用者又は従業者による申立に基づき、この条件を定める。

(4) 先に合意され又は定められた条件の決定的な要因となった事情が大幅に変化した場合は、使用者又は従業者は、新たな条件を定めるよう請求することができる。

3. 技術改良提案

第20条

(1) 従業者は、使用者が知的所有権を通じて得たのと類似する有利な位置を使用者に与える技術改良提案に関して、使用者がかかる提案を実施し次第、使用者から相当の対価を得る権利を有する。第9条及び第12条の規定を準用する。

(2) 他のすべての場合において、技術改良提案は労働協約又は就業規則に従って取り扱われる。

4. 共通規定

第21条（廃止）

第22条 義務的適用

本法の規定は、従業者を害して変更してはならない。ただし、報告があった後の職務発明に関する合意並びに連絡された後の自由発明及び技術改良提案(第20条(1))に関する合意は許容される。

第23条 不公平な合意

(1) 本法により許容される職務発明、自由発明又は技術改良提案(第20条(1))に関する合意は、これらがかなりの程度に不公平である場合は無効である。対価解決(第12条(4))についても同様とする。

(2) 使用者及び従業者は、合意又は対価解決の不公平性を主張することができるが、これは、雇用関係の終了から6月以内に文書による宣言を相手方当事者に対して行うことにより行わなければならない。

第24条 秘密保持義務

(1) 使用者は、自己に報告又は通知された従業者の発明の秘密を、当該従業者の正当な利益の観点から使用者が当該秘密を守るべき期間、守らなければならない。

(2) 従業者は、職務発明が自由になる(第8条)まで、その秘密を守らなければならない。

(3) 本法に基づきある発明について知るに至った他人は、この知識を実施しても、また、公にしてもならない。

第25条 雇用関係から生じる義務

雇用関係から生じる使用者及び従業者のその他の義務は、発明の自由化(第8条)が別段のことを要求している場合を除き、本法の規定により影響されることはない。

第26条 雇用関係の終了

本法から生じる権利及び義務は、雇用関係の終了により影響されることはない。

第27条 支払不能手続

職務発明を要求した使用者の資産に関して破産手続が開始された場合は、次に掲げる規定が適用される。

1. 破産管財人が職務発明を当該企業と一括して売却した場合は、買い手は、破産手続開始以降の期間について対価する使用者の義務を負う。
2. 破産管財人が債務者の企業内で職務発明を実施した場合は、破産管財人は、発明の利用に係る相当な対価を破産財団から当該従業者に支払う。
3. 他のすべての場合において、破産管財人は、破産手続開始から1年以内に、職務発明をそれに係る知的所有権と一括して当該従業者に提供の申出をするものとし、その場合第16条を適用する。従業者が当該申出を受けてから2月以内にこれを受諾しない場合は、破産管財人は、企業と切り離して発明を処分するか又は発明に係る権利を放棄することができる。発明が売却された場合は、破産管財人は、第9条にいう対価を買い手に払わせる合意を買い手との間に

結ぶことができる。かかる合意が結べない場合は、破産管財人は、当該対価を売却益から従業者に支払う。

4. 他の場合、従業者は、第9条から第12条にいう対価を破産手続の債権者として請求することができる。

5. 調停手続

第28条 和解

本法の下で生じる使用者と従業者との間のすべての紛争において、何時でも調停委員会に申立を行うことができる。調停委員会は、和解を促進するよう努める。

第29条 調停委員会の設立

- (1) 調停委員会を特許庁内に設ける。
- (2) 調停委員会は、委員会の敷地を離れて会合することができる。

第30条 調停委員会の構成

- (1) 調停委員会は、議長又は議長代理1名及び査定人2名から成る。
- (2) 議長及びその代理は、ドイツ裁判法に定める司法職の資格を有さなければならない。両者は、4年の任期で連邦司法大臣が任命する。これらは再任されることができる。
- (3) 査定人は、発明又は技術改良提案に係る技術分野における特別の経験を有さなければならない。これらは、特許庁の職員又は補佐職員の中から特許庁長官が各事件につき個別に任命する。
- (4) 調停委員会は、当事者から請求があったときは、更に2名の加えるものとし、その1名は使用者から選び、他は従業者から選ぶ。これらは、提案一覧から特許庁長官が各事件につき個別に任命する。第11条にいう主要な組織、労働組合並びに社会的及び職能上の目的で形成された独立の従業者の団体であって前記の主要な組織の傘下にはないものは、上記の一覧を提出することができ、その場合、かかる組合又は団体の構成員には、企業で従事している職種にかんがみて発明上の貢献が期待できる従業者の相当数が含まれているものとする。
- (5) 調停委員会の構成員が任命される前に、関係当事者が自己の組織構成員資格を宣言した場合は、特許庁長官は、当該当事者が属する組織による提案一覧から(4)にいう査定人を任命する。
- (6) 調停委員会は、その議長により監督される。議長は、特許庁長官により監督される。調停委員会の構成員は、如何なる種類の命令にも拘束されない。

第31条 調停委員会への上訴

- (1) 調停委員会への上訴は、申立書により行う。申立書は、正副2通提出する。申立書には、事実の簡潔な記述並びに他方当事者の名称及び宛先を記載する。
- (2) 調停委員会議長は、申立書を他方当事者に送達し、かつ、同当事者に対し、所定の期間内に申立に対する意見を書面で述べるよう求める。

第32条 調停委員会拡大の請求

調停委員会拡大の請求は、申立書の送達(第31条(2))から2週間以内に、調停委員会に上訴する当事者又は他方当事者により申立書(第31条(1))と共に提出される。

第33条 調停委員会における手続

(1) 民事訴訟法第41条から第48条まで、第1042条(1)及び第1050条を調停委員会における手続に準用する。民事訴訟法第1042条(2)を以下の但書を付して準用する。すなわち、調停委員会は、特許弁護士、代理証明書(工業所有権規則修正第2法第3条及びこれに対する1949年7月2日の追加規程—連合経済地域(United Economic Area)管理法令公報第179頁)保持者及び労働裁判所法第11条に該当する団体の代理人を除外してはならない。

(2) すべての他の場合において、調停委員会は自らの手続を決定する。

第34条 調停委員会の解決提案

(1) 調停委員会は、投票による多数決で決定を行う。裁判所組織法第196条(2)が適用される。

(2) 調停委員会は、各当事者に解決提案を提供する。解決提案には理由を付するものとし、かつ、それには委員会の全構成員が署名する。提案においては、異議を唱えることが可能であること及び所定の期間内に異議を唱えなかった場合の効果に言及する。提案は、各当事者に送達される。

(3) 提案の送達から1月以内に調停委員会が当事者の1から書面による異議を受領しなかった場合は、解決提案が受諾され、その内容に合意があったものとみなされる。

(4) 避けられない事情により当事者の1が所定の期間内に異議を提起することができなかった場合は、当該当事者は、申立により、以前の状態に戻される。申立は、当該の障害が消滅した時から1月以内に書面により調停委員会に提出しなければならない。異議も同期間内に提起しなければならない。回復申立書には、依拠する事実と共に当該事実を証明する方法について記載する。解決提案の送達から1年経過した後は、以前の状態の回復は最早申請することができず、異議も最早提起することができない。

(5) 調停委員会は、回復の申立に決定を下す。委員会の決定に対する即時抗告は、民事訴訟法の規定に従い、申立人の居住地を管轄する地域裁判所に提起する。

第35条 結果がない調停手続の終了

(1) 次に掲げる場合は、調停委員会における手続は終了する。

1. 他方当事者が第31条(2)に定める期間内にその意見を提出しなかった場合
2. 他方当事者が調停委員会における手続に参加することを拒絶した場合
3. 調停委員会が第34条(3)に定める期間内に異議を受領した場合

(2) 調停委員会の議長は、調停手続が結果なしに終了した旨を各当事者に通知する。

第36条 調停手続の費用

調停委員会における手続では、如何なる手数料又は費用も課されない。

6. 裁判手続

第37条 訴訟提起に係る要件

(1) 本法が適用される何れの権利又は法律関係も、調停委員会における手続を経た後でのみ裁判所における訴訟で主張することができる。

(2) 次に掲げる場合においては、上記は適用されない。

1. 訴訟において主張される権利が合意(第12条, 第19条, 第22条又は第34条)から生じるものであるか又は合意が無効である旨の主張に依拠している場合
2. 上訴が調停委員会に提起されてから6月が経過している場合
3. 当該従業者が使用者の企業を去った場合
4. 各当事者が調停委員会に上訴しないことに合意している場合。この合意は、紛争(第28条)が生じた後にのみ行うことができる。合意は書面によらなければならない。

(3) 両当事者が調停委員会への上訴の不存在に依拠することなく事件の実質を口頭で扱った場合は、(2)の4にいう合意がなされているものとみなす。

(4) 差押命令又は仮差止命令の請求の場合は、調停委員会への事前の上訴を要しない。

(5) (1)の制限に拘らず、民事訴訟法第926条又は第936条の下で一方当事者が所定の期間内に訴訟を提起するよう命じられている場合は、差押命令又は仮差止命令に続く訴訟が許容される。

第38条 相当な対価を求める訴訟

対価額に係る紛争の場合は、裁判所により決定される相当な対価額の支払について訴訟を提起することができる。

第39条 管轄権

(1) 従業者発明に関するすべての紛争について、紛争の価値に拘らず、特許訴訟に管轄権を有する裁判所(特許法第143条)が排他的管轄権を有する。特許訴訟における手続に適用される規定が適用される。

(2) (1)は、発明について決定又は設定された対価の支払に係る請求のみに関係する法的紛争には適用されない。

第III部 公共サービスの従業者、公務員及び軍隊の構成員による発明及び技術改良提案

第40条 公共サービスの従業者

連邦政府、連邦州政府、市町村並びに公法に基づくその他の団体、機関及び財団の企業及び部局の従業者による発明及び技術改良提案には、次に掲げる但書を付した上で民間企業の従業者に関する規定が適用される。

1. 使用者は、事前にその旨の合意がある場合は、職務発明を権利請求する代わりに発明から生じた収益の適切な取り分を要求することができる。使用者の取り分の額は、拘束力を有する事前の合意の対象とすることができる。取り分の額について合意が成立していない場合、その額は使用者が定める。第12条(3)から(6)までを準用する。
2. 第20条(2)に基づく技術改良提案の取扱にも職務契約を適用することができる。職務契約の一部を構成する規定に代えて上位機関又はその他の役所の決定を用いることを認容する条項は強制することができない。
3. 公益上の見地から、職務発明を実施する態様に関する制限を最上位の職務機関が発出する一般命令により従業者に課することができる。
4. 連邦政府及び連邦州政府も、使用者査定人(第30条(4))の一覧を提出する権利を有する。
5. 本法から生じる紛争を解決するために公的機関が自らの調停委員会を設立した場合は、第29条から第32条までの規定は適用されない。

第41条 公務員及び軍隊の構成委員

公務員及び軍隊の構成員による発明及び技術改良提案には、公共サービスの従業者に関する規定を準用する。

第42条 大学における発明に係る特別規定

大学の従業者による発明に次に掲げる特別規定を適用する。

1. 発明者は、自己の教授及び研究活動の過程での職務発明を開示する権利を有する。ただし、発明者がそうする意図をおおむね2月前適時に使用者に通知した場合に限る。この場合、第24条(2)は適用しない。
2. 発明者は、教授及び研究の自由に基づいて自己の職務発明を開示しないこととした場合は、当該発明を使用者に報告する義務を負わない。後日発明者が当該発明を開示することを希望する場合は、発明者は、遅滞なく当該発明を使用者に報告しなければならない。
3. 職務発明に対して権利請求がなされた場合は、発明者は、自己の教授及び研究活動の過程で当該発明を利用する非排他的ライセンスを保持する。
4. 使用者が発明を実施する場合は、発明の利用から生じる収益の30%に当たる対価額を支払う。
5. 第40条1は適用しない。

第IV部 経過及び最終規定

第43条 経過規定

(1) 2002年2月7日に有効な版の第42条(連邦法公報 I, 414頁)は, 2002年2月6日後になされた発明にのみ適用される。第1文にも拘らず, 理系大学の教授, 講師又は教育助手が, 発明に係る権利を第三者に移転する契約義務を2001年7月18日前に負った場合は, 2002年2月6日まで有効な版の従業者発明法第42条が引き続き2003年2月7日まで適用される。

(2) 2002年2月6日まで有効な版の従業者発明法の規定は, 2002年2月7日前に大学従業者によりなされた発明に適用される。大学の教授, 講師及び教育助手の2002年2月6日前に成就した自己の発明を使用者に提供する権利は影響を受けない。

(3) 2009年9月30日まで有効な版の本法規定は, 2009年10月1日前に報告された発明に引き続き適用される。第1文を技術改良提案に準用する。

第44条 (廃止)

第45条 施行規定

連邦司法大臣は, 連邦労働大臣と協議して, 調停委員会の拡大に必要な規則(第30条(4)及び(5))を発出する権限を有する。特に, 同大臣は, 次に掲げる事項を定めることができる。

1. 使用者又は従業者査定人として提案される者について必要とされる個人的資質
2. 提案一覧から任命された査定人に対する報酬の内容

第46条 廃止規定

次に掲げる法規は, 既に廃止されていない場合は, 本法の発効時に廃止される。

1. 1942年7月12日の労働者発明取扱令(帝国法令公報 I, 第466頁)
2. 1943年3月20日の労働者発明取扱令施行規則

第47条 (廃止)

第48条 (廃止)

第49条 発効

本法は, 1957年10月1日に発効する。